

設備投資をお考えの皆様へ

生産能力拡充、新製品・新事業開発、
省力化、防災対策等のための、

設備投資を応援

補助金

✓ ものづくり補助金

中小企業・小規模事業者が実施する設備投資にかかる費用の一部を補助

補助額 **100万~1,000万円**

補助率 **中小 1/2 小規模 2/3**

補助対象：新製品や新サービス提供のための機械設備購入やシステム構築など
採択事業者は、企業全体平均の**1.5倍**の付加価値額増加率を達成！

お問い合わせ先：技術・経営革新課（03-3501-1816）

✓ IT導入補助金

バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上に繋がるITツール導入を支援

補助額 **30万~450万円**、補助率 **1/2**

補助対象 バックオフィス効率化のためのITツール導入

採択事業者は平均で**24%**の労働生産性増加、**16%**の売上増加を達成！

お問い合わせ先：サービス政策課（03-3580-3922）

✓ 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン）

大学・公設試等と連携して行う先進技術・独自技術等の開発を支援。

補助事業期間：**最大3年間**

補助上限額：単年度 **4,500万円**、3年間の合計 **9,750万円**

補助率：中小企業・小規模事業者等 **2/3**、大学・公設試等 **定額**

お問い合わせ先：技術・経営革新課（03-3501-1816）

※令和2年度当初予算案において措置予定のものを含む

税制

✓ 固定資産税軽減の制度

「先端設備導入計画」の認定を受けると市町村の判断により
新たに購入した機械設備などの固定資産税を**3年間ゼロ**にできます。

お問い合わせ先：設備を導入する市区町村

✓ 中小企業経営強化税制 ※計画の認定が必要

金属加工機械・冷蔵庫などの機械装置・器具備品等を取得する場合に、
即時償却または最大**10%の税額控除**が適用されます。

お問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター（03-6281-9821）

✓ 中小企業投資促進税制

金属加工機械などの機械設備等を取得する場合に、
30%の特別償却または最大**7%の税額控除**が適用されます。

お問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター（03-6281-9821）

✓ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

冷蔵庫などの器具備品を取得する場合に、
30%の特別償却または最大**7%の税額控除**が適用されます。

お問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター（03-6281-9821）

✓ 地域未来投資促進税制 ※計画の認定が必要

金属加工機械などの機械装置等を取得する場合に最大で**50%の特別償却**または**5%の税額控除**、**工場の新設**などの建物を取得する場合に**20%の特別償却**または**2%の税額控除**が適用されます。

お問い合わせ先：地域G地域企業高度化推進課（03-3501-0645）

✓ 中小企業防災・減災投資促進税制 ※計画の認定が必要

防災・減災設備を取得する場合に**20%の特別償却**が適用されます。

お問い合わせ先：経営安定対策室（03-3501-0459）

お問合せ先

資料全体に関する問合せ窓口
03-3501-1768
中小企業庁長官官房総務課

予算・税制に関する資料は、中小企業庁HPにも掲載！
<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>

